

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>大阪信用保証協会</p>	<p>ビルの空調設備機器更新工事について、相手方と契約書を取り交わさず、注文書により発注を行っていた。</p> <p>〔工事名称〕 門真支店 1・2階系統空調設備改修工事 〔工事金額〕 22百万円（税別）</p> <p>大阪信用保証協会（以下「協会」という。）では契約書の取り交わしに関する規定が存在せず、契約を締結する場合には、契約締結内容全般の適否について稟議する際に、併せて契約書を取り交わすか否かも検討されている。</p> <p>本件は、契約相手と過去に取引の実績があり、特殊な工事ではないことから契約リスクは低いものと判断され、契約書は取り交わされていなかった。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>契約書を取り交わさずに発注すると、トラブル発生時に協会と受注者の責任分担が明確でないこと等により、協会が不測の損害を被る可能性がある。</p> <p>このリスクを回避するため、原則として契約書を作成することとし、仮に契約書の作成を省略する場合には、契約金額に応じて注文書又は注文請書を取り交わすこととする関連規定の整備を検討されたい。</p>	<p>協会が締結する売買、請負その他契約について、原則として契約書を作成することとし、注文請書を徴求する等、一定の条件に該当する場合は、作成を省略できる基準を制定した。</p>